

～ 竹田市内で創業される方を応援します ～

竹田市創業等支援事業補助金のお知らせ

この事業は、本市における新たな事業の創出を促進することにより、産業振興及び地域経済の活性化並びに新たな雇用の創出を図ることを目的として、創業者に対し、予算の範囲内において竹田市創業等支援事業補助金を交付します。

申請募集期間 令和6年4月1日(月)～6月28日(金)【17時必着】

補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす方を補助対象者とします。

- ① 補助金の交付申請をする年度内に創業等を行う者又は補助金の交付申請時において創業等を行った日から3年を経過しない者で、市内に本店若しくは主たる事業所を有し、又は設けようとする者であること。
- ② 法人にあっては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること。
- ③ 個人事業主にあっては、事業の完了までに市内に居住し、市の住民基本台帳 に記載されていること。
- ④ 個人事業主にあっては本人又は後継予定者が、法人にあっては役員のいずれかが竹田市特定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けている、又は竹田市特定創業支援等事業計画に基づく認定連携創業支援等事業者による支援及び指導を受けて、事業計画書等を作成していること。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 補助金の交付を受けようとする者(法人にあっては、その代表者を含む。)が、過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者
- (3) 公序良俗に問題のある事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者

補助対象事業

補助対象者が、創業等又は創業等後の事業規模の拡大を行うものとします。

※「創業」とは、次に該当するものをいいます。

- ① 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合。
- ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合。
- ③ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合。
- ④ 事業を営んでいる個人から事業を承継する場合、又は法人が事業を承継する場合に、日本標準産業分類の中分類以上が異なる業種転換、新事業進出又は新分野進出を行うこと。

※事業規模の拡大とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 従業員の増加が見込まれる場合
- ② 売上の増加が見込まれる場合

補助対象経費

(1) 事業所賃借料

申請日の前後3月以内に契約した事業所の借りに要する経費
(敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料)

(2) 事業所開設費用

- ① 新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用
- ② 什器備品等の購入及び設置に係る費用

※注意

新たに開設する事業所の外装及び内装に係る経費については、原則として市内事業者と契約したものに限る。

(3) 法人登記等に係る経費

- ① 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税(法人の場合に限る。)
- ② 商号登記に係る登録免許税(個人の場合に限る。)

(4) 販売の促進に係る経費

- ① 広告宣伝費、② パンフレット作製費、③ ホームページ製作費

※いずれの経費も、申請日以降に契約、作製したものに限り、(事前着手届の提出を行った事業を除く。)

※詳細は、竹田市創業等支援事業補助金募集要項をご確認ください。

補助率・補助上限

補助率 1/2以内 ・ 1事業者あたりの補助上限額 150万円

※事業所賃借料は月額3万円が上限となります。経費区分ごとに1,000円未満切り捨て

申請方法

(1) 事前相談

申請する前に、補助の要件を満たすかどうかを確認の上、竹田商工会議所、九州アルプス商工会、まちづくりたけた株式会社、おいたスタートアップセンター(特定創業支援等事業者)に、事業計画や資金調達等についてご相談ください。(要予約)

(2) 申請書類の提出

次の書類を竹田市役所商工観光課にご提出ください。必ず申請者本人が申請を行ってください。(創業支援担当職員にご説明をいただきますので、申請前に電話でご予約ください。)

■申請時必要書類

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)、② 竹田市創業等支援事業補助金事業事前着手届(様式第4号の2)、
- ③ 事業経営計画書(様式第2号)、④ 補助対象経費の見積書の写しや事業所の賃貸借契約書等、⑤ 誓約書(誓約書様式)、
- ⑥ 住民票謄(抄)本又は登記簿謄本、⑦ 市税完納証明書、⑧ 税務署に提出した開業届出書の写し、
- ⑨ 竹田市特定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた証明書の写し。
もしくは、竹田市特定創業支援等事業計画に基づく認定連携創業支援等事業者による支援確認書(様式第3号)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

■お問合せ

竹田市役所商工観光課 TEL 0974-63-4807

■創業に関するご相談

- ・竹田商工会議所 TEL 0974-63-3161
- ・九州アルプス商工会 TEL 0974-76-0151
- ・まちづくりたけた株式会社 TEL 0974-64-0175